

## 令和7年度 第1回生駒市住居表示審議会会議録

- 1 日 時 令和8年3月10日（火） 午後2時～午後4時30分
- 2 場 所 生駒市コミュニティセンター 401会議室
- 3 出席者  
〔委 員〕 土平博委員、吉川真司委員、山本昇委員、松井邦友委員、坂本剛伸委員、  
京谷忠明委員、丸川明男委員、後藤治彦委員、松田悟委員（順不同）  
〔事務局〕 小林弘幸総務部長、萩本和美市民課長、大石智子市民課主幹、  
松下洸市民課係員、大信田青嶺市民課係員
- 4 欠席者  
高津仁久委員
- 5 会議公開について  
公開
- 6 傍聴者2名
- 7 配布資料  
（1） 会議次第  
（2） 住居表示実施に伴う町の区域及び名称についての諮問書  
（3） 生駒市住居表示審議会委員名簿  
（4） 生駒市住居表示審議会説明用資料  
（5） 地権者からの要望書  
（6） 地元自治会からの意見書
- 8 審議事項  
諮問事項1 生駒市壱分町の一部、さつき台1丁目の一部、東生駒3丁目の一部、東生駒4丁目の一部を新町（仮称・いちぶ台）として設定し、あわせて住居表示を実施することについて
- 9 議事内容  
（1） 開会  
（2） 部長挨拶  
（3） 委員の紹介

事務局から委員、事務局職員の紹介。

(4) 会長の選任

委員の互選により、会長に土平博委員が選任された。

(5) 会長挨拶

(6) 副会長の選任

会長の指名により副会長に吉川真司委員が選任された。

(7) 住居表示制度等についての説明

(事務局説明)

① 住居表示制度の概要

- ・ 住居表示の方式
- ・ 住居表示による住所の表され方
- ・ 住居表示を実施する場合のメリットと実施しない場合のデメリット

② 生駒市の住居表示実施状況

- ・ 市内の町の数と住居表示実施地区数

③ 住居表示実施までの流れ

- ・ 議会の議決および告示

④ 新町の概要

- ・ 予定区域
- ・ 新町の町名案
- ・ 街区割案

(8) 諮問事項の審議

諮問事項 1 生駒市壱分町の一部、さつき台 1 丁目の一部、東生駒 3 丁目の一部、東生駒 4 丁目の一部を新町（仮称・いちぶ台）として設定し、あわせて住居表示を実施することについて

(事務局説明)

- 当該区域における新町設定については、開発事業者からの「要望書」と他 8 名の地権者からの「同意書」が提出されている。
- 面積は約 14.5 万㎡あり、地権者から要望があったとおりの区域としている。
- 今回の開発区域では、壱分町に飛び地が 2 か所、区域の北側と東側に発生することとなるが、一体的な開発区域であることや、さつき台 1 丁目付近の地番が煩雑になることなどから、飛び地の発生は避けられないと考えている。なお、北側にある東菜畑 2 丁目付近の飛び地については、飛び地になる自治会からも特にご意見はなく、異議もなかった。この 2 か所の飛び地については、配達を行う郵便局や、緊急車両を持つ警察や消防などと、市がしっかり連携を図ることにより、特段悪影響を及ぼすようなことはないと考えている。
- 「いちぶ台」という名称については、地権者からの希望であり、事務局としても壱分という地名に由来があり、高台になっているところもあるため、

特に問題はないと考えている。

(質疑)

(委員)・合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。(住居表示に関する法律第1条)

・飛び地を生じさせないようにする。(生駒市住居表示実施基準3-1)という上記2つの規定があるが、今回の開発では飛び地が生じる構造となっている。どのような合理的理由で飛び地を設定しているのか。

(事務局) 生駒市住居表示実施基準では飛び地を発生させないという規定はあるが、今回の開発区域については、コミュニティのつながりの観点から一体的に新町を設定するのが良いという意見があったこと、新たに開発される区域において現に住んでいる住民の方がいないこと、郵便配達や緊急車両の観点からも影響がないこと、北側の壱分町の飛び地についてはすでに自治会が設定されていること、飛び地を生じさせないようにすると地番が煩雑になること等から開発区域すべてを新町にするのが合理的であると判断し、審議会へ諮問を行った。

(委員) 生駒市住居表示実施基準3-1の規定は努力規定ではなく禁止規定ではないか。

(事務局) 現状上町においても3カ所飛び地が発生していること、また当該規定は、新たに住居表示を実施する際の区域について飛び地がないことを求めるものであると解釈することができる。

(委員) 町の区域について、壱分東自治会から飛び地についての意見書が提出されているにも関わらず、当該自治会と相談せずに、警察や消防にのみ相談しているのは果たして適切なのかという懸念があるがどうか。

(事務局) 壱分東自治会長には、適宜お話ししていたが、自治会に出向くなど正式にはお話ししていない。事業者主催の説明会において、当該内容では自治会として同意書は提出できない、意見書を提出させてほしいとのことであったため、事業者からの要望書に対しての意見書を依頼した。また昨年12月の意見書を依頼させていただくタイミングで、当初の案から変更になった部分についてお話しさせていただいた認識である。

(委員) 飛び地があることでコミュニティとして孤立してしまうのは問題ではないか。

(委員) 飛び地となる北側の壱分町の住民からは壱分町に残ったままで何ら問題ないとのことで同意を得ており、当該区域内でコミュニティもできている。加えて、東側の飛び地は50世帯ほどあり、道路面でも孤立するわけでもないので問題ないと考える。むしろ今回の開発区域は、元々山と谷であり、今まで何もなかったところに店舗や宅地ができることになるのにも関わらず、新町の店舗部分と飛び地となる北側の壱分町

を一体としたコミュニティと扱い、無理やり飛び地を生じさせないようにすることのほうが無理のあることだと思う。そうした観点でみると、生駒市がこの内容で諮問してきたことについて、合理性がないわけではないと考える。

(委員) 飛び地ができることは警察や郵便、学校、福祉の観点から問題はないのか。

(警察) 警察としては、公共の秩序と安全を確保できるかという観点で考える。住居表示の設定がされた時点で、遅滞なく情報が通知されていれば何ら問題はない。

(郵便局) 飛び地で業務に支障が出るとは考えていない認識である。

(学校) 小学校については、隣接校選択制という制度があるため問題はない。ただ中学校については、隣接校選択制がないため、南北で分けて2町とする選択肢もあると考える。

(福祉) 当該区画に居住すると思われる高齢者の割合は高くないと考えており、問題ない。

(委員) 2町案について検討していないのか。

(事務局) 壱分町東自治会からの意見もあったため、2町案については用意している。なお、飛び地を発生させない案については、土地所有者に確認したが、難しいという意見を頂戴したため、2町案のみ準備させていただいた。

(委員) 2町案のメリットとしてどのようなものがあるのか。

(事務局) 1町ごとに校区を設定しているため、2町にすることで校区を分けることができる。

(委員) さつき台1丁目の左側の部分(街区割案の10番、11番の右側)については、新町に編入するわけではなく、壱分町に町名変更すれば飛び地は生じないのではないのか。

(事務局) 地権者の同意が必要であるため、そう簡単にはできないと思う。また開発区域の中で一部分のみ町名が異なると、入居者が躊躇する恐れもある。

(委員) 飛び地を生じさせない場合にはどういった問題があるのか。

(事務局) 飛び地を残さないとすると、さつき台1丁目自治会からの同意を得られない。

(委員) 街区割案の11番街区の右側3軒について、さつき台1丁目からしか接道していないが、こういったことはよくあるのか。

(事務局) そのような事例もあることはある。

(委員) 新町の決定および住居表示の設定が後ろ倒しになる場合、新町設定より前に人が住み始めるとなると警察としては困る部分もあるがその見立てはどうか。

(事務局) 事業者からは、今年の秋から冬にかけて1期の販売があると聞いており、事業者にはスケジュールが遅れることもお話している。また新町

設定の前に人が住み始めることも起こりうると想定しているが、その場合は住居表示の実施後すみやかに情報を通知させていただく。

(結論)

生駒市壱分町の一部、さつき台1丁目の一部、東生駒3丁目の一部、東生駒4丁目の一部を新町(仮称・いちぶ台)として設定し、あわせて住居表示を実施することについてはすべての審議内容について、次回開催時に継続審議することとなった。とりわけ飛び地については、飛び地を残さない案についても作成したうえで、どのような利点や課題があるのかを事務局側から提示し、それについて協議することとなった。

(今後の流れ)

第2回生駒市住居表示審議会の開催(4月ごろ予定)

(9) 閉会